

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年9月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

## 会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

## 報告事項

- 報第1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第4号 農地潰廃通報について
- 報第5号 作付変更届について
- 報第6号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 農業委員出席委員 19名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員    | 2番 山 屋 和 徳 委員  |
| 3番 熊 倉 睦 委員    | 4番 栞 原 一 郎 委員  |
| 5番 馬 場 良 子 委員  | 6番 坂 井 浩 行 委員  |
| 7番 田 邊 稔 委員    | 8番 捧 幸 伸 委員    |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員  | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 11番 岡 崎 耕一郎 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 小 林 茂 宏 委員 |
| 15番 佐 藤 一 富 委員 | 16番 三 師 満 夫 委員 |
| 17番 佐 藤 裕 雄 委員 | 18番 田 邊 敦 子 委員 |
| 19番 廣 川 哲 也 委員 |                |

## 農業委員欠席委員 なし

## 推進委員出席委員 16名

- |            |            |
|------------|------------|
| 飯 塚 栄三千 委員 | 井 上 利 弥 委員 |
| 大 口 伸 昭 委員 | 蒲 澤 利 嗣 委員 |
| 北 澤 正 之 委員 | 小 池 秀 一 委員 |

笹岡大介委員  
長谷川浄二委員  
松下正樹委員  
山谷秀昭委員  
吉田昇委員

高山弘則委員  
原田孝一委員  
矢代誠一委員  
吉田精一委員  
渡辺秀人委員

推進委員欠席委員 1名

松岡博一委員

職務のため出席した事務局職員

事務局長 山村吉治  
経営基盤係長 上林裕則  
経営基盤係主任 佐藤信幸

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時40分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、定刻になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

出席状況を報告いたします。農業委員、現在員19名、出席19名、欠席0名、推進委員、現在員17名、出席16名、欠席1名で、過半数以上の出席ですので、会議規則に基づき、会議は成立いたします。

続きまして、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則に基づき議長から指名いたします。

3番、熊倉睦委員、16番、三師満夫委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議事に入る前に、議事参与の制限についてお諮りします。議第1号及び議第2号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、会議規則第14条ただし書に基づき、委員の皆様の御同意をいただいて、該当する方も議事に参与することについて御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、該当する方も議事に参与いただくことに決定いたしました。

早速議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

最初に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

12ページ下段欄外を御覧ください。今月は、新規設定5件、1万4,373平米、再設定27件、13万2,157.79平米、合計32件、14万6,530.79平米です。

1ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

54番は、南四日町三丁目地内の農地1筆、777平米。

55番は、直江町二丁目地内の農地1筆、429平米。

56番は、棚鱗地内の農地1筆、2,196平米。

57番は、福島新田地内の農地3筆、8,959平米。

2ページをお願いします。

58番は、下大浦地内の農地2筆、2,012平米。

以上5件は、相対により新規でそれぞれに賃借権を設定するものです。

59番から12ページの85番までの27件は、再設定ですので、説明を省略させていただきます。

次に、農地中間管理事業の公社借入です。

13ページ欄外をお願いします。今月の公社借入は、新規設定2件、65.06平米です。

これらの2件は、農地中間管理事業により、公益社団法人新潟県農林公社が借入をするものです。番号ごとに順次説明いたします。

86番は、西中地内の農地1筆、0.06平米。

87番は、金子新田地内の農地1筆、65平米。

それぞれに賃借権を設定するものです。

補足説明いたしますと、いずれも1区画の農地の一部に、それぞれ1筆の設定漏れがあり、設定するものです。

次に、農地中間管理事業の公社貸付です。

14ページの欄外を御覧ください。今月の公社貸付は、新規設定2件、65.06平米です。

整理番号の元番は、先ほど説明した農地中間管理事業公社借入に対応する番号です。枝番号につきましては、耕作者ごとに附番しております。

なお、農地の所在は、先ほど説明した公社借入のとおりです。また、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受人の状況につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

質疑の前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、第2調査部会長から調査結果について報告いただきます。

部会長は、榎原会長代理の隣に着席願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

最初に、第2調査部会の開催概要について報告いたします。当部会は、9月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室において、部会員と野崎会長及び栞原会長代理出席の下、開催いたしました。開会后、転用申請で1,000平米を超える案件については現地調査を実施し、その後部会を再開し、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て、調査結果を取りまとめ、午前10時26分に閉会いたしました。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告します。今月は、相対での利用権設定は合計32件、14万6,530.79平米、公社借入及び公社貸付はともに2件、合計65.06平米で、いずれも書類の審査結果などの詳細説明を受け、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものとなりました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

16ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、5件、705.79平米です。番号ごとに順次説明いたします。

15ページをお願いいたします。

25番は、新保地内の農地1筆、125平米を、譲渡人の要望で売買により取得するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

26番及び27番は、隣接する譲受人の農地と一体で利用するため、譲渡人の要望で、26番は南中地内の農地2筆、195平米、27番は南中地内の農地2筆、205平米を贈与により取得するものです。

28番及び16ページの29番は、8月総会の報第4号『作付変更について』で報告した圃場整備に関する案件で、区画整理のため、28番は新屋地内の農地1筆、78平米、29番は新屋地内の農地2筆、102.79平米を譲受人の要望により、贈与により取得するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告いたします。

今月は、売買によるもの1件、贈与によるもの4件、合計705.79平米で、申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものといたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

26番、27番の件についてお伺いいたします。

譲受人の営農の状況についてお聞かせください。

事務局（山村事務局長）

譲受人は新潟市に住所がございませけれども、下田地域に親御さんが住んでおられまして、営農経験がある親御さんから教えてもらいながら農業をするということを聞いております。

19番（廣川哲也委員）

実際何をお作りになっているかという、状況をお伺いしたいんですが。

事務局（山村事務局長）

稲作と自家消費野菜と聞いています。

19番（廣川哲也委員）

そういうことでありますと、今回の4畝ほどの畑に自家消費野菜を作るといってもなかなか大変なことじゃないかなというふうに思いますし、その辺の事務局のチェックがどのようになっているのかということが一番の心配でございます。できましたら、地元の農家組合等の意見というものを必ず聴取するということになれば、農家組合のほうから苦情が来たりというようなこともなくなるのかなというふうに思いますので、譲受人が地域の人間でないときは、しっかり文書で確認等していただきたいと思います。

議長（野崎会長）

そのように進めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

ないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

17ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は3件、405.72平米です。番号順に説明いたします。

4番は、井栗二丁目地内の農地3筆、42.72平米を既存道路敷地と一体で進入用道路及び排水路の用地として利用したいもので、場所につきましては第四中学校の東側360メートル付近で、住宅等が連たんする地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

5番は、上須頃地内の農地1筆、188平米を貸駐車場5台分の用地として利用したいもので、場所につきましては三条市立大学の道路を挟んで西側で、500メートル以内に2以上の教育機関があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

6番は、東光寺地内の農地2筆、175平米を住宅1棟の用地として利用したいもので、場所につきましてはJR東光寺駅の南西側430メートル付近で、住宅等が連たんする地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

## 第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は3件、405.72平米で、いずれも申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものといたしました。

なお、全て3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

## 議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

## 議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

## 議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

## 事務局（山村事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

20ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は合計9件、1万505.22平米です。

18ページをお願いいたします。番号ごとに順次説明いたします。

38番は、南四日町三丁目地内の農地1筆、228平米を使用貸借権の設定により住宅1棟及び駐車場3台分の用地として利用したいもので、場所につきましては原信四日町店の東側180メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

39番は、直江町二丁目地内の農地2筆、1,821平米を売買により取得し、集合住宅2棟及び駐車場28台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。

場所につきましては、国道8号直江町二丁目南交差点の北西側260メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

40番は、井栗二丁目地内の農地1筆、170平米を売買により取得し、既存宅地と一体で建売住宅1棟及び駐車場2台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、第四中学校の東側360メートル付近で、住宅等が連たんする地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

41番は、井栗二丁目地内の農地1筆、230平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場4台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所及び農用地区分は、先ほど説明した隣接する40番と同様となります。

42番は、上野原地内の農地1筆、730平米を売買により取得し、店舗の駐車場25台分及び通路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。補足説明いたしますと、同時に取得する宅地を含む全体計画では、建物は店舗ほか2棟で合計建築面積398.43平米、駐車場30台分となっています。場所につきましては、中小企業大学校三条校の北西側270メートル付近で、住宅等が連たんする地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

43番は、上保内地内の農地2筆、205平米を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、保内小学校の南西側470メートル付近で、農用地区分は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内の農地であることから、第1種農地と判断されます。転用目的が居住する者の日常生活に必要な住宅であり、集落に接続して設置される転用であることから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

44番は、須頃三丁目地内の農地4筆、4,850平米を賃借権の設定により衣料品販売店舗1棟及び駐車場78台分の用地として利用したいもので、場所につきましては北陸自動車道三条燕インターチェンジの東側160メートル付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

20ページをお願いします。

45番は、若宮新田地内の農地11筆、1,781.22平米を売買により取得し、既存宅地と一体で貸駐車場30台分及び通路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条市役所栄庁舎の北東側650メートル付近で、住宅等が連たんする地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

46番は、荻堀地内の農地2筆、490平米を売買により取得し、住宅1棟、駐車場及び通路の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、三条市役所下田庁舎の南側180メートル付近で、300メートル以内に下田庁舎があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月は合計9件、1万505.22平米で、いずれも申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものといいたしました。

なお、44番は面積が3,000平米を超えることから、新潟県農業会議への諮問が必要となりますが、そのほかの案件は3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

18番、渡辺推進委員。

推18番（渡辺秀人委員）

40番、41番について質問いたします。40番は譲渡人が役員を務めている会社に売却し、建売住宅を建てて販売するというものですし、41番は知り合いの会社に売却するものだと思いますが、この場合、利益供与に当たらないのかなと思い、質問させていただきました。

事務局（上林経営基盤係長）

いずれの案件も通常の経済行為ですので、利益供与には当たらないと思います。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、44番以外の8件については原案のとおり許可することに、また44番につきましては新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、44番以外の8件については原案のとおり許可することに決定いたしました。また、44番につきましては新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は許可することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』説明いたします。

21ページを御覧ください。

議案の説明の前に、相続税の納税猶予に関する適格者証明について説明いたします。農家の相続には、複数の相続人への遺産分割による農地の細分化や相続税の負担に伴う経営の圧迫など大きな問題があります。このため、相続による農地の細分化を防止するとともに、農業後継者の育成、農業経営の継続を図るため、農地についての相続税納税猶予制度の特例措置が設けられています。農業相続人が農業を営んでいた被相続人から相続、または遺贈により農地を取得して、自ら農業を営む場合、または一定の貸付けにより農地として利用が確保される場合には、相続税の期限内申告書の提出により納付すべき相続税のうち、一定の要件の下、納税が猶予されます。この相続税の納税猶予の特例を受けようとする場合は、農業委員会の適格者証明が必要となります。農業委員会で証明書の発行を受けた後、税務署で特例を受けるための申告を行うこととなります。このたび租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、農地等についての相続税の納税猶予を受けるため、証明願の提出がありましたので、御審議いただくものです。

今回の証明願いは1件で、1番は、被相続人は令和5年1月14日に死亡され、相続人の協議の結果、令和5年9月3日、遺産分割協議が成立いたしました。

農地の相続面積は、田2万2,355.63平米で、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが出された農地は、田7,231平米です。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』の調査結果を報告いたします。

今月は、件数1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果などの詳細説明を受け、被相続人がこれまで農業を営んでいた実績があること、相続人が相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められること、特例の対象となる農地が農業を営んでいた被相続人から相続により取得した農地であり、全て農地として適正管理されていることから、適格者証明は適当と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りします。議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり適格者として証明書を交付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり適格者として証明書を交付することに決定いたしました。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告願います。

農政対策部会長は、栗原会長代理の隣に着席願います。

3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

農政対策部会は、9月20日午前9時30分から三条市厚生福祉会館2階、第2集会室において、野崎会長、栗原会長代理の出席を得まして開催いたしました。

議題は、8月31日開催の農業委員会総会で付託を受けました「令和6年度三条市農林関係施策の要望について」のほか、「令和5年度農地パトロール（後期）について」であります。

初めに、「令和5年度農地パトロール（後期）について」は、この後事務局から説明がありますので説明は省略させていただきます。

次に、「令和6年度三条市農林関係施策の要望について」であります。要望項目は令和5年度と同じく10項目といたしました。

それでは、令和6年度の要望事項について、令和5年度との主な変更点を説明させていただきます。事前に発送しておきました報第2号『農政対策部会の結果報告について』及び「報第2号参考」を御覧ください。

初めに、「1地域農業の活性化対策について」、2ページを御覧ください。（1）についてですが、「地域計画」の策定に当たり、市が先導して協議の場を進めるとともに、地域

の実態に沿った農地利用の在り方を反映した、実効性のある計画づくりを行っていただきたいことを要望することといたしました。

続きまして、3ページの(5)を御覧ください。今年の夏は猛暑日の日数が過去最高を超え、さらに少雨であったことから、胴割れ等による品質低下、稲が枯れたことによる収量減少が見込まれます。そのため、災害等による農業収入の損失を補填する県農業共済組合の「収入保険」に加入するための公的助成を要望することといたしました。

次に、5ページの「4環境にやさしい、安心安全な農業について」を御覧ください。これまではもみ殻くん炭焼きなど「農業のためのやむを得ない焼却」についての啓発活動のみを要望してきたところですが、もみ殻堆肥の製造・活用技術を市と一緒に研究し、農業者へ情報提供するとともに、もみ殻くん炭が土壌改良剤となることから法的にも認められた作業であることを啓発していただくよう変更いたしました。

次に、「5米政策の着実な推進について」、6ページを御覧ください。売れる米作りに向けた銘柄誘導や非主食用米、転作作物の生産維持・拡大等による水田の有効活用を要望することといたしました。

なお、米の需要減による減収に対する市の独自施策の検討については、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたこと、JA仮渡金が増額されたことから削除することといたしました。

「6地産地消・食農教育の推進について」ですが、米を中心とした食生活の普及の取組として、「米食文化の伝承など」と具体例を追加いたしました。

以上、昨年度との主な変更点について説明させていただきました。

また、関係施策の要望につきましては、10月25日(水)午後1時30分から会長、会長代理及び部会長代理と一緒に市長に面会し、提出する予定となっております。

以上で農政対策部会からの報告を終わります。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

ただいま農政対策部会長から報告のあった「三条市農林関係施策の要望について」は、8月の総会で皆様から御意見をいただき、それを考慮しながら農政対策部会で慎重審議の上、作成したものでございます。それを念頭に置きまして、御発言願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

6番、坂井委員。

6番(坂井浩行委員)

地域計画の記述の中に「農業者」と協議の場を設けるとありますが、地域計画における「農業者」とはどのような人が対象になるのでしょうか。

また、「協議の場を設ける」とありますが、それがいまだに開かれていない現状を踏まえ、策定期限まで1年半くらいしかない中で、農業委員会としてどのように進めていくのか、お考えを聞かせてもらいたいと思います。

事務局(上林経営基盤係長)

先日も地域計画を策定する農林課と協議しましたが、6月総会でお示したスケジュールにのっとり、まずは令和6年1月から農地の所有者、耕作者に対する意向調査をさせていただき、それを基に農業者と農林課、農業委員会、JA、土地改良区等による協議の場に移っていきたいと考えています。

ここでいう農業者とは、現段階では実際にその地域で耕作を行う方を想定していますが、不在地主等の問題もございいますので、そういった方々の聴取というのをこれから研究していかなければならないと考えています。細かい日程ですとか、今後どのような活動をしていくのかということについては、逐次、委員の皆様や地域の皆様にお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

6番（坂井浩行委員）

地域計画における農業者とは、基本的に耕作者を想定していることは理解しました。

ただ、1月からアンケート等の意向調査を始めて、春までの間に集計や取りまとめができるのかなと疑問に思いますが、どうお考えでしょうか。

事務局（上林経営基盤係長）

1月から調査を始めて、短期間に意向が集約できるのかというところは確かに坂井委員のおっしゃるとおりでございます。ただ、地域計画というのは、つくって、それで終わりということではなくて、耕作者が変更になったり、あるいは地域の事情によって耕作者を替える必要が生じた場合など、その都度更新していく必要がございます。国もつくったから終わりということではなくて、地域の実情に合わせてより良い形に更新していけばいいという話をしています。一旦は1月からの意向調査はある程度まとめさせていただきますが、先ほど申し上げたように不在地主等の問題や、相続人のいない所有者不明農地という問題もございいます。そういった土地もそのまま放置しておくということではなくて、どのように活用していけばいいのか検討し、順次更新していかなければならないと考えています。

まずは策定期限までに目標地図を作成し、その後、実情に合わせて更新していきたいと考えておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

6番（坂井浩行委員）

ありがとうございました。今の説明の流れというのはすごく理想だと思いますので、農林課と協調してスムーズに計画が策定できるようよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ほかに御発言はございませんか。

ないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了します。

農政対策部会長は、自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第6号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

では、報告の中で質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。10月25日午前9時から、厚生福社会館2階、第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたって審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時45分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

---

議事録署名委員（ 3 番） 熊倉 睦

---

議事録署名委員（ 1 6 番） 三師 満夫

---